



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	甲第1587号
学位記番号	第25号
氏名	浅岡 悦子
授与年月日	平成 29年 3月 24日
学位論文の題名	古代における『古事記』の受容と祭祀氏族：古代氏文と記紀神話をめぐって
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 阪井 芳貴， 土屋 有里子

博士論文審査及び最終試験結果報告書

2017年2月13日

審査委員(主査) 吉田一彦

名古屋市立大学大学院学則第14条及び名古屋市立大学学位規程第10条に基づき、次のように博士学位論文審査及び最終試験結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名
別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題
別紙1のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨
- 4 学位論文審査の要旨
別紙2のとおり
- 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨
別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見
別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名
主査	教授	吉田一彦
副査	教授	阪井芳貴
副査	准教授	土屋有里子

* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

申 請 者	学籍番号	134801
	氏 名	浅岡悦子
	指導教員	吉田一彦
	副指導教員	阪井芳貴
申請に係る 学位論文の表題	古代における『古事記』の受容と祭祀氏族 ——古代氏文と記紀神話をめぐって——	

(別紙2)

3 学位論文の内容の要旨

本論文は、三章立てで、「序論」、第一章「古代における『古事記』の受容の研究」、第二章「『古語拾遺』の研究—忌部氏の神話とその実態—」、第三章「『新撰亀相記』の研究—『新撰亀相記』の成立年代とト部氏の神話—」、および「結語」から構成されている。

第一章では、『古事記』の文章を引用する後代の諸書の特質とその引用のあり方を検討する。古代における『古事記』受容は、成立年不明の『万葉集』から始まり、『弘仁私記』序、『新撰亀相記』、『琴歌譜』、『尾張国熱田太神宮縁起』、『先代旧事本紀』、『承平私記』、『本朝月令』、『政事要略』、『長寛勘文』、『大倭神社註進状』、『袖中抄』の十二点しか確認できず、さらに、直接『古事記』を見ていないものと、中世以降の成立が疑われているものを除外すると、『万葉集』、『弘仁私記』序、『琴歌譜』、『先代旧事本紀』、『承平私記』、『本朝月令』、『政事要略』、『長寛勘文』の八点のみとなるとする。

これらの書物の『古事記』の受容は、歌謡集としての受容が全体の約40%を占め、次いで神話部分の受容が見られるが、そのうち『新撰亀相記』、『尾張国熱田太神宮縁起』、『先代旧事本紀』、『大倭神社註進状』は成立年代に疑問が呈されており、その点を考え合わせると、『古事記』神話の受容は、『日本書紀』の神話や系譜には記されていない、または軽視されているものを『古事記』の中から探り出すことにあり、『古事記』の記述を自らに都合のいい神話の捏造に利用する一面を持っていたと説く。そして、古代における『古事記』受容は、歌謡集としての受容がその最たるものであり、古伝や史書としての扱いは限定的なものであって、『日本書紀』には地位的にも重要性においても及ばなかったと論じる。

第二章では、『古語拾遺』について検討し、この書物には、『日本書紀』や律令などを基に、神祇祭祀における自氏の正当性を説くと見せかけて、巧みに神話のすり替えや付け足しを行って、中臣氏の専横を防ぎ、自氏の立場を強めようとする意図が窺えるとする。そして、この書物が根拠とする神話は、中臣氏との相論において、忌部氏勝訴の書証となった『日本書紀』でなければならず、そこに『古事記』神話が参入する余地はなかったと論じる。記紀といっても、『日本書紀』が国史として重んじられていることを論じる。

さらに三種の神器(三種の神宝)について、『古語拾遺』がこれを二種の神宝として記述していることに注目し、なぜそうなっているのかについて、大神氏が占有する「玉」が三種の一つとして含まれるのは忌部氏にとって都合が悪かったと論じた。そして、子持勾玉に関する考古学の知見を参照して、忌部氏は、大神氏に連関する「八尺瓊勾玉」を三種の神宝から排除し、その代わりに出雲玉造氏に連関する「八坂瓊曲玉」についての記述を神話に組み込むことによって自氏に有利な話を作ったとした。

第三章では、卜部氏の氏文である『新撰亀相記』について検討する。この書物は、亀卜のみに留まらず、大祓や鎮火祭、鎮魂祭など卜部に関わる神祇祭祀の起源を『古事記』に依拠した神話によって述べ、祭祀氏族である自氏の役割を内外に表した書物になっている。だが、この書物に含まれる卜部氏の神話は、『古事記』を中心とした神話、および『延喜式』などに規定された神祇祭祀に何らかの記述を付け加えることはあっても、それから大きく逸脱することはなく、祭祀氏族である卜部氏の起源と亀卜の優位性について、それまで伝えられてきた神話を補足するかのような内容で記されたものになっているとする。

そして、『新撰亀相記』は、天長七年（八三〇）に卜部遠継等によって撰録されたという跋文を持つが、その記述内容を古代卜部氏の実態を照らし合わせてみると、この成立年代には疑問があり、真の成立年代は伊豆卜部氏が中央祭祀に高い地位を確立していった十一世紀初以降としか考えられないとし、この書物は卜部氏による『日本書紀』を中心とした神代研究の成熟期に成立した書物と見るべきだとする。卜部氏の神代研究は、卜部兼方・兼文親子の代でほぼ完成を迎え、『積日本紀』が編纂されるが、その過程において、自氏がある程度纏まった古伝を持たないことに気付いた兼文・兼方は、卜部氏の氏文として『新撰亀相記』を述作したとする。それは、しかし、かなりの短期間で記されたため、天皇の事績の一部が記紀と合わないなどの問題が生じてしまったほか、『古事記』中巻部分が後から付け足されるような構成になってしまったと指摘する。そして、結論として、『新撰亀相記』は卜部兼文によって記された未完の書物であったと論じる。

その上で、『新撰亀相記』の構成と伝来について考察し、この書物は当初は甲・乙・丙・丁の四巻本になる予定だったものが、甲巻のみしか完成せず、目次部分の乙丙丁巻の部分も、完成を見なかったがために、たった一行の目次になってしまったとする。そして、甲巻跋文と思われる部分以降に付されているものは、いずれ乙丙丁巻となるはずだった兼文による覚書だったのではないかと推定する。『新撰亀相記』四巻本は、完成することなく、兼文の有したろう大量の研究資料の一部となり、『積日本紀』に引かれることもなく埋もれていったが、後世になって、それが清原宣賢・業賢、そして梵舜によって見いだされ、書写がなされて今日にまで伝わったと論じる。

そして、全体をまとめて、『古事記』は、国学研究が盛んになり始めた近世中期に本居宣長の『古事記伝』等の注釈書や研究書によって広く一般に広まったとし、それまでは、わずかな史料にのみその存在が確認できる程度の、限定的な範囲でしか重視されなかった書物だったとする。しかも、その受容者は一部の歌人、または神道研究者であり、ついに平安時代末期には、『古事記』中巻は容易には見ることのできない幻の書となってしまった。それを全三巻本として再度整えた卜部兼文の功績は大きく、現在、『古事記』に親しむことができるのは卜部兼文によって三巻に整えられた『古事記』が、幾度かの書写の過程で、愛知県にある真

福寺などに写本が現存しているからであると論じて論文を終えている。

4 学位論文審査の要旨

本論文は、『古事記』がいかなる書物であるかを明らかにすることを目的にし、その方法として、『古事記』がその後の書物にどのように引用され、活用されていったかを考察して、そこから『古事記』の特質について考察しようとするものである。あわせて、『古事記』と深く関連する『古語拾遺』『新撰亀相記』の歴史叙述や神話のあり方を詳細に解析し、そこから日本古代中世の文化・神話・歴史叙述の特質を論じる。

序論では、『古事記』の序・本文の成立年代に関する先行研究を紹介し、そこで議論になった点を明確化し、そこから本論文で課題とする論点を掲げる。

第一章は、『古事記』の文章を引用する書物について検討する。この作業により、『古事記』を引用する書物にはそれを歌謡集として用いるものが多く、他には学者、特に卜部氏によって多く用いられていることが解明された。これは『古事記』がいかなる書物として受容されたかについて多くの知見を与える論説になっており、先行研究の成果を発展させたものではあるが、高く評価すべき成果であると考え。本論文は、その認識から『新撰亀相記』の読解、分析へと論が進展していくが、これは論理的で説得的な論の進展であると評価される。なお、『古事記』を歌謡集として引用する書物の分析が残されているが、それは本論文の成果をふまえて、次に解明すべき課題となるだろう。

第二章では、『古語拾遺』を分析する。第一節で論じられる、忌部氏と中臣氏の氏族対立の様相、および猿女氏をめぐる同書の記述の読解は大変有益であり、新知見を示したものとして高く評価できる。次に第二節で論じられる、『古語拾遺』の〈二種の神宝〉の意味の理解についても、学界に新知見を与える論説と評価される。従来不明であった「玉」をめぐる氏族間の利害対立の様相やその神話への反映が、この論によって明確化された。なお、この論では、古代史、文学、考古学の研究にまたがって、分野横断的な考究がなされており、こうした研究方法は人文学の今後のあり方の一つの方向性を示すものとしても評価されるだろう。

第三章では、『新撰亀相記』を分析する。本章は、先行研究が乏しい『新撰亀相記』研究を大きく前進させた論説として高く評価できる。この書物の著者と成立年代については、これ自身に卜部遠継等が天長七年（八三〇）に著したものだとして記されているが、この記述については従来から疑問が呈せられていた。しかし、では一体誰がいつどのような目的で著したものであるのかについては不明であった。本論文は、この課題に正面から向き合い、『新撰亀相記』はその内容から卜部氏によって著されたものであることは間違いなく、伊豆・壱岐・対

馬の卜部の系譜の記述から少なくとも十一世紀以降に書かれたものであって、卜部氏による古典研究が成熟した時代のものであることを明らかにした。その上で、この書物の『古事記』引用のあり方を詳細に検討してみると、『古事記』三巻のうち中巻部分の引用が終わりの方に付け足されるように記述されていることを発見した。これは当時、入手が困難になっていた『古事記』中巻を卜部兼文が入手・書写したことによると理解し、十三世紀後期に『古事記』全三巻が取り揃えられて中巻部分に関する記述が可能になり、それが書き加えられたことによるものだと読解した。ここから、著者は、『新撰亀相記』は十三世紀後期の成立であり、撰者は卜部兼文であろうと推論した。これは著者による新説であり、今後、学界において重要な論説として議論されていくものと思われる。さらに、本論文は、『新撰亀相記』の一般的とはいえない構成や、今日に至る伝来についても論じており、この部分も『新撰亀相記』を理解する重要な議論になっている。学術論文として高く評価されるだろう。

なお、本論文における先行研究の引用は適切であり、不正防止ソフトを用いた検索によっても全く疑義が生じなかったことを申し添えておく。

本論文の論述には、以上のように、独創的な見解や新しい視座の提示があって魅力的であり、今後の発展可能性も含めて高く評価される。本論文は、『古事記』の受容史の解明、『古語拾遺』の読解とその位置づけ、『新撰亀相記』の成立年代・著者・校正・伝来の解明、奈良平安鎌倉時代における神話の理解や歴史叙述のあり方の解明に資する貴重な研究になっている。博士の学位論文としてふさわしいものと評価される。

5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

最終試験は、2月2日午前10時より、会議室において約110分間実施された。最初に学位申請者から、論文の概要、研究の目的、研究の方法、研究史上の位置と意義、今後の研究計画と展望などについて説明がなされ、その後質疑応答が行なわれた。

最初に阪井委員（副査）から、本論文は鎌倉時代まで論が及んでいるので、タイトルなどで「古代」と限定するのではなく、「古代中世」としてもよいのではないかと質問され、土屋委員（副査）からも同様の意見が述べられた。申請者は、『古事記』を引用する書物について「古代」のものに限定したためこの用語を用いたが、たしかに論全体は中世にも言及しており、また今後は吉田神道への発展についても研究を進めていきたいので、時代をめぐる用語については、研究発信の段階で再検討したいとの返答がなされた。

続けて阪井委員から、卜部兼文は学者であり、記紀に詳しいはずであるが、『新撰亀相記』の記紀に基づく記述にミスが見られるのはどういうことなのかとの質問がなされた。申請者

は、たとえば『新日本紀』を見ると、『日本書紀』については巻一、巻二の神代の部分、『古事記』については上巻の神話の部分に言及が偏っていて、神話にはとても詳しくあったが、しかし、神話以外の部分については必ずしも十分は精通しておらず、ミスを犯したものと推定しているとの解答がなされた。さらに、阪井委員から、歌謡集としての『古事記』の引用に関して、文学分野の先行研究との関係や、歌に関する書物が『古事記』から引用することの意味について質問がなされた。申請者は、今回は分野横断的に研究を進めたが、今後は文学分野の研究をさらに読み込んで活用していきたいとの解答がなされ、さらに歌謡の引用については、『日本書紀』に引用されるだけでなく、『古事記』にも引用されているということがその歌のステータスになっていたと考えられると述べ、『日本書紀』だけでなく、『古事記』に掲載されていることを価値としたとの解答がなされた。

次に土屋委員（副査）から、『袖中抄』の『古事記』引用に関する論述が簡略に過ぎるのではないか、また『政事要略』『承平私記』の『古事記』引用に関する論述の意味がわかりにくいとの指摘がなされた。申請者は、『袖中抄』は『古事記』の単語しか引用していないので簡略に論じてしまったが、研究発信の際にはもう少し丁寧に『袖中抄』を引いた説明をするつもりであるとの解答がなされた。また、『政事要略』『承平私記』に関する部分は、決して岡田論文を追認することを目的としたわけではなく、成立が古いと従来言われていた「縁起」類について、本当は成立年代がもっと新しいということを主張するものであるとの解答がなされた。なお、『尾張国熱田太神宮縁起』の成立年代と著者については、卜部氏が関わっている可能性があることがすでに指摘されており、さらに研究を深めて個別論文にまとめたいたとの決意が表された。

次に、土屋委員から、『古語拾遺』の「玉」をめぐる記述について、先行研究と本論文との関係が今一步わかりにくいとの質問があり、阪井委員からも、この部分について証拠がさらにほしいとの指摘がなされた。申請者は、学会誌との関係で大神氏に関する記述を簡略化したためにわかりにくくなってしまったが、申請者としては大神氏が祭祀の現場にいない氏族であったという論点が重要だと考えているとの解答がなされた。その上で、研究発信にあたっては、昨年刊行された『勾玉研究大成』の成果を吸収し、大神氏についても記述を増補してよりわかりやすい記述にしていくとの決意が述べられた。

次に、土屋委員から梵舜がしばしば誤写をすると述べるところに類例の提示がなく、实例を掲げて彼の書写の性格について言及した方がよいこと、また「心中物」という表現は、近世演劇研究者の用語との関係で誤解を与える恐れがあるとの指摘がなされた。申請者は、たしかに類例を提示するのが読者に親切であり、また、用語についても検討したいとの解答がなされた。

土屋委員からは、本論文について、論に矛盾はなく、全体としてよくまとまった論文と評

働けるとのコメントが述べられた。

次に主査の吉田委員から、歌謡について論じるところの史料にでてくる「大歌所」とはどのような「所」なのかとの質問がなされた。申請者は、これについては関連史料が乏しいため実像は不明の部分が多いが、ここで多氏が活躍したと考えられ、多氏との関係を含めて今後詳しく検討してみたいとの解答がなされた。

次に、吉田委員から、これまで何人かの論者によって提起されている「原古事記」の存在を想定する論（原古事記論）についてどう考えているのかという質問がなされた。申請者は、「原古事記」なるものはあってもよいし、なくてもよいし、所詮今日からは不明のことである。そうした不明のものを持ち出すような議論ではなく、別の方法論から『古事記』の成立について考究すべだと考えているとの解答がなされた。

次に、吉田委員から、卜部氏の氏族としての性格はいかなるもので、祭祀における役割や位置づけについてどう理解しているかとの質問がなされた。申請者は、卜部氏は当初は中臣氏に従属する立場の氏族であったが、平安時代中期頃からそれまで中臣氏が祭祀において実施してきた役割を代行するようになってほしいに地位が向上していった。特に伊豆国の卜部氏が神祇官の長になるにおよんで、名目上は中臣氏が上位に立っていたとしても、実質的には地位が逆転して、卜部氏が上位に立つようになった。鎌倉時代の卜部兼方『新撰日本紀』には『古語拾遺』の記述を意識した部分が見られ、忌部氏に対して強く意識していたと考えられる。卜部氏は、平安・鎌倉時代を通じてほしいに地位が向上していったと見ることができる。そして、伊豆の卜部が吉田氏になり、のちに吉田神道を形成していったことが重要であって、今後は、本論文の成果を発展させて、中世、そして近世・近現代の神祇祭祀の中心に立った吉田神道についても論究していきたいとの研究展望が語られた。

以上の質疑応答を通じて、申請者が広い問題関心をもって『古事記』『古語拾遺』『新撰亀相記』に向き合い、基礎的な学問的素養に立脚しつつ、今日的な問題設定から研究を深めていることが確認された。本論文は、全体として綿密な文献研究がなされていること、研究の独創性が認められること、古代史、文学、考古学の分野横断研究の視座が示されていることなど、これまでの研究を前進させた学術論文になっていると評価された。

6 学位授与についての意見

以上の学位論文審査と最終試験の結果に基づき、審査委員は一致して博士（人間文化）の学位を授与するのがふさわしいと判定する。